



問 子ども・子育て支援法、町の保育責任は

答 保育の実施義務は残ると考える

問 来年実施の子ども・子育て支援法が改正され、その中で認定こども園等の整備を求めているが、今後も町の保育責任は守られるのか。

保健福祉課長 法改正によっても保育の実施義務は残ると考える。

問 保育所以外の施設型、地域型保育は現物給付から現金給付に変わるが、負担能力に応じた保育料とすべきでは。

保健福祉課長 現行の保育料、また近隣市町との均衡も勘案し定める。定員が20名未満の地域型保育は、保育士ゼロ

でも運営ができるが、認可保育所と同等の基準を定めるべきでは。

保健福祉課長 条例等を守りながら、支援したい。今後保育所の充実で対処、住民合意により条例に盛り込んでいく考えは、**保健福祉課長** 法の基準の中で判断し、改善を図る。

問 友愛の森に温泉施設を

答 温泉施設の整備は予定していない

問 直売所隣に埋めた除染残土の撤去は。芝生広場の除草はできないか。

観光商工課長 除染の残土は放射線に関して、特に問題はなく当面現状のまま対応。除草は適切に対応。

問 友愛の森整備計画について。

観光商工課長 29年度末リニューアル予定、地域防

災、地域生活の拠点として機能するよう計画。

問 住民が求めているのは公営の温泉施設。地域生活の拠点として地域住民が憩える温泉施設をつくれ

観光商工課長 住民からの声もあるが、公共サービス、交通のハブ機能等が優先され、温泉施設の整備は

予定していない。

問 冬季でも温泉施設を持つ道の駅は人気がある。オールシーズンの那須温泉を発信でき、地元の方の交流の場にもなり、玄関口だからこそ効果大きいと考えるが。

観光商工課長 周辺にも温泉施設があり、それらの情報を発信していく。

観光客でにぎわう道の駅 (友愛の森直売所)



子ども・子育て支援法により大きく変わる保育制度